

〔事案 25-43〕 転換契約無効請求

・平成 25 年 12 月 19 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明や説明不十分により契約転換したことを理由に、契約転換を無効にし転換前契約に戻すことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 2 月に定期保険特約付終身保険から更新型終身移行保険に転換したが、以下の理由により、契約転換を無効とし、転換前契約に戻してほしい。

- (1) 転換後契約は、終身保障が 1,000 万円から約 300 万円になる、年間保険料が約 13 万円から約 16 万円に増額する、特約が充実し医療保障が手厚くなる、と認識していた。
- (2) 終身保障約 300 万円を維持するためには、契約更新時に大幅な保険料増額が必要となるが、募集人からその説明を受けていなかった。
- (3) 説明時間のほとんどを転換後契約の特約内容の説明に費やし、予定利率、契約転換以外の見直し方法、更新時保険料、新旧契約の保険料総額比較等の説明が一切なかったため、契約するにあたって合理的な判断ができなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約転換時に必要な新旧保険契約の内容比較や転換後契約の更新等について説明を行っている。
- (2) 募集人は十分な時間をかけて説明し、申立人も慎重に検討した結果、転換契約に至った。
- (3) 予定利率や更新時保険料の説明は行っており、契約転換以外の見直し方法の説明を一切していないとの事実はなく、新旧契約の保険料総額についても事実ではない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、説明義務違反を理由とする消費者契約法 4 条による取消し、あるいは錯誤による無効（民法 95 条）を主張するものと判断する。

2. 説明義務違反による契約の取消し（消費者契約法 4 条）について

- (1) 消費者契約法にもとづく契約の取消権は、重要事項について不実の告知をした場合（同条 1 項 1 号）などがある場合に認められる。
- (2) 募集人は設計書を提示して複数回説明し、その後 1 週間を経て申込書を作成しているが、この際、申立人は設計書の転換前契約と転換後契約の比較の部分を示されて説明を受けたと述べている。この頁には、転換前契約の説明部分には終身保険が一貫して継続することが図示され、転換後契約は払込満了後終身保障に移行することが「終身移行」の文字とともに図示されていることから、転換後契約は、払込満了まで契約を継続した場合に終身保

障に移行することは明らかで、そのすぐ下に現在の保険料と更新後の保険料が明示されており、更新した場合の保険料が増加することも明らかにされていることから、終身移行型であること、および更新後の保険料について事実と異なる説明をしたことを認定することはできない。

- (3) 申立人は、募集人の説明が不十分であったと主張するが、不十分な説明によって、その説明が不実告知となったり、不利益事実の不告知となった場合は別として、説明不十分のみでは契約を取消す根拠とはならない。

3. 錯誤による無効（民法 95 条）について

募集人の説明が、申立人に対し特段の錯誤を引き起こした事実は認められず、仮にこの説明を誤解して錯誤に陥ったとしても、それが要素の錯誤（当該当事者のみならず、一般人においても契約を締結するにつき重要な事実の錯誤）となるか否かは疑問であり、また、大部分は設計書等の交付文書を見れば容易に理解できるため、仮に錯誤があったとしても、申立人には重大な過失があるので、民法 95 条ただし書きにより、本契約の無効を主張することはできない。